

<確定拠出年金>

<平成12年度厚生省税制改正要望項目(平成12年8月) 抄 >

○確定拠出年金制度の創設等による老後の所得保障の充実

<税制改正要望の概要>

- ・拠出時 加入者の拠出は所得控除、企業の拠出は損金算入
- ・運用時 非課税
- ・給付時 年金の場合は公的年金等控除を適用
一時金の場合は制度への加入年数を勤続年数とみなして退職所得課税を適用

<平成12年度自由民主党税制改正大綱(平成11年12月16日) 抄 >

二 年金税制

- 1 確定拠出型年金法(仮称)による確定拠出型年金制度の創設に伴い、同制度の拠出、運用及び給付の各段階について、次の措置を講ずる。

～ 略 ～

(2)運用段階

- ① (略)
- ② 事業主掛金及び個人型加入者掛金並びにその運用益を対象として、特別法人税、法人住民税を課税する。

<確定給付企業年金>

<平成13年度厚生省税制改正要望項目(平成12年8月) 抄 >

(高齢社会関係)

○企業年金の受給権保護を図る制度の創設に伴う税制上の所要の措置等

企業年金の受給権保護を図る制度の創設に伴う所要の税制上の措置(確定拠出年金に係る特別法人税の非課税措置を含む。)を講ずる。

また、特別法人税については、現在の超低金利の状況等にかんがみ、引き続き当面の措置として凍結する。

<平成13年度与党税制改正大綱(平成12年12月14日 自由民主党・公明党・保守党) 抄 >

九 医療・社会保障関係税制

1 年金税制

(1)確定給付型の企業年金について、積立義務等受給権保護を図るため、統一的な基準を定めた企業年金法(仮称)の制定により必要な制度整備が行われることに伴い、同法に基づく企業年金の拠出、運用及び給付の各段階について、次の措置を講ずる。(後略)

～ 略 ～

②運用段階

事業主が拠出する掛金及びその運用益等を対象として、退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)、法人住民税を課税する。

～ 略 ～

(2)現在の超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)、法人住民税の課税停止措置を2年延長する。